

稲城第四中学校生徒会規約

第1章 総 則

第1条（名称）本会は稲城市立稲城第四中学校生徒会と称する。

第2条（会員）本会は、本校全生徒で組織する。すべての会員は、本会役員およびその他の役職を選出し、また選出される権利を有する。

第3条（目的）本会は、本校生徒1人1人が協力することによって友情を深め、楽しく豊かな協同生活を築き民主的な態度を身につけることを目的とする。

第4条（運営）本会の運営は、本校教職員の指導と助言のもとに会員自らの手により、自主的に行われる。

第2章 機 関

第5条（機関）本会は、その目的を達成するために、次の機関をおく。

- (1) 生徒総会
- (2) 中央委員会
- (3) 生徒会本部役員
- (4) 選挙管理委員会
- (5) 学年委員会
- (6) 専門委員会
- (7) 学級会
- (8) 特別委員会

第3章 生 徒 総 会

第6条（性格）生徒総会は、生徒会の最高議決機関である。

第7条（構成）生徒総会は、会員全員によりこれを構成する。

第8条（議事）生徒総会は、つぎのことがらを審議する。

- (1) 規約に関すること。
- (2) 生徒会役員の承認に関すること。
- (3) 年間活動計画に関すること。
- (4) その他、生徒会全体に関する重要事項。

第9条（召集）生徒総会は定例会のほか、つぎの場合に会長が召集する。

- (1) 中央委員会の要請があったとき。
- (2) 各学年、各専門委員会の要請があり、中央委員会がこれを認めたとき。

第4章 中央委員会

第10条（構成）中央委員会は、各クラス代表2名（学級委員が兼任）各専門委員正・副委員長により構成される。

第11条（性格）中央委員会は、生徒総会につぐ議決機関であり、生徒会活動を推進する執行機関である。

第12条（組織）中央委員会は、議長1名・副議長1名を互選する。

第13条（中央委員会役員の任務）中央委員会の正・副議長および書記は、中央委員会および生徒総会の運営にあたる。

第 14 条 （議事）中央委員会は、定期的および必要に応じて会議を開き、つぎのことがらを審議し、また執行する。

- (1) 各学級より出された問題に関すること。
- (2) その他、生徒会活動に必要なことがらに関すること。

第 5 章 本 部 役 員

第 15 条 （構成）本会は、つぎの役員をおく。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 2 名
- (3) 書 記 4 名（各学年 1 名以上）※書記立候補者が 5 名の場合は信任投票とする。

第 16 条 （任務）

- (1) 会長は、生徒会を代表し、会の円滑な運営をはかる。
- (2) 副会長は、会長を助ける。
- (3) 書記は、議事を正確に記録し、会員に広報する。
- (4) 生徒会役員は、生徒会に関する仕事、その他の仕事を全員で協力してすすめていく。

第 17 条 （任期）すべての役員の任期は、10 月から翌年 9 月までの 1 年とする。ただし、役員の再選はこれをさまたげない。

第 18 条 （選出）役員の選出は全会員の無記名秘密投票により行われ、その細則は別に定める。

第 6 章 選挙管理委員会

第 19 条 （構成）選挙管理委員会は、各学級より男女各 1 名ずつ選出された選挙管理委員によって組織され、互選により正・副委員長を選ぶ。

第 20 条 （任務）選挙管理委員会は、役員選挙をはじめとする生徒会組織の選挙に関する事項を管理する。

第 21 条 （細則）選挙に関する細則は別に定める。

第 7 章 学年委員会

第 22 条 （性格）学年委員会は、学年行事にともなう活動、また、学年ごとの生徒会活動を、円滑に合理的に行うための議決機関であり、執行機関である。

第 23 条 （構成）学年委員会は、各学級より選出された男女各 1 名の学級委員によって学年別に構成される。

第 24 条 （組織）各学年委員会は、委員長 1 名、副委員長 1 名、書記 1 名を互選する。

第 25 条 （任務）正・副学年委員長および書記は、学年委員会の運営にあたる。

第 26 条 （議事）各学年委員会は、定期的および必要に応じて会議を開き、学年の問題を討議決定し、また解決する。

第 8 章 専門委員会

第 27 条 （構成）本会に、つぎの専門委員会をおく。

- (1) 生活委員会
- (2) 整美委員会
- (3) 保健・給食委員会
- (4) 図書委員会

(5) 体育委員会

(6) 放送委員会

第 28 条 （任期）各専門委員会の任期は半年とし、4 月および 10 月に改選する。ただし、再選をさまたげない。

第 29 条 （議事）各専門委員会は、定期的および必要に応じて会議を開く。

第 30 条 （組織）各専門委員会は、委員長が召集し、その運営にあたる。各専門委員会に、委員長 1 名、副委員長 1 名および書記 2 名を選出するものとする。

第 31 条 （構成）各専門委員会の委員は、つぎの通りとする。

(1) 生 活 委 員 各学級 男女各 1 名

(2) 整 美 委 員 各学級 男女各 1 名

(3) 保健・給食委 員 各学級 男女各 1 名

(4) 図 書 委 員 各学級 男女各 1 名

(5) 体 育 委 員 各学級 男女各 1 名

(6) 放 送 委 員 各学級 男女各 1 名

第 32 条 （任務）各専門委員会の任務は、つぎのとおりとする。

(1) 生活委員会 ア. 生活目標の設定に関すること。

イ. 服装・所持品等風紀に関すること。

ウ. 紛失物の管理に関すること。

エ. その他、生活規律の維持・向上に関すること。

(2) 整美委員会 ア. 清掃計画と用具の管理に関すること。

イ. 校舎内外の補修整美に関すること。

ウ. 清掃点検に関すること。

エ. その他、校舎内外の美化および施設・用具の管理・営繕に関すること。

(3) 保健・給食委員会 ア. 身体測定、健康診断に関すること。

イ. 病人やけが人の世話や、欠席者の病名調査に関すること。

ウ. 保健だよりの発行に関すること。

エ. その他、健康管理・体力向上に関すること。

オ. 給食の白衣・配膳台の点検およびその補修などに関すること。

カ. 配膳時、片づけ時に関すること。

キ. その他食事のとり方、衛生についての意識の向上に関すること。

(4) 図書委員会 ア. 図書の貸し出しに関すること。

イ. 図書の整備・補修に関すること。

ウ. 図書だよりの発行に関すること。

エ. 資料の収集に関すること。

オ. その他、図書室利用の奨励および読書習慣の向上に関すること。

(5) 体育委員会 ア. 体育的行事の企画・運営に関すること。

イ. 体育大会の運営に関すること。

ウ. ボールの貸し出しに関すること。

エ. その他、体力向上運動能力の向上に関すること。

(6) 放送委員会 ア. 校内放送および放送器具の管理に関すること。

イ. 朝礼および集会時の放送器具の準備に関すること。

ウ. その他、放送関係に関すること。

第9章 学 級 会

第33条（性格）学級会は、学級の生徒会員よりなり、生徒会組織の母体である。

第34条（学級委員）

- (1) 各学級に男子1名、女子1名の学級委員をおく。
- (2) 学級委員の任期は半年とし、4月および10月に改選される。ただし、再選を妨げない。
- (3) 学級委員は規約第35条の各号にすることがらの企画運営および連絡調整にあたる。

第35条（任務）学級会はつぎのことがらを討議し実践する。

- (1) 学級生活の諸問題の解決に関すること。
- (2) 係活動による自治に関すること。
- (3) 学級レクリエーションの計画に関すること。
- (4) 生徒総会・中央委員会・専門委員会などへの提案および決定されたことがらの了承とその実践に関すること。

第36条（組織）前条の任務を行うために、学級独自の係りまたは活動組織をおく。

第10章 特別委員会

第37条（構成）特別委員会は、各学級より選出された男女各1名により構成する。ただし、必要に応じて人数は増減することができる。

第11章 会 議

第38条（定足数および議決）生徒会の各会議は、3分の2以上の出席をもって成立する。議事は出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

第12章 改 正

第39条（改正の成立）規約の改正は、中央委員会の3分の2以上の賛成を得て発議し、全会員の過半数の承認を受けて成立する。

第13章 補 足

第40条 この規約は昭和60年7月18日をもって施行する。

第 14 章 生徒会組織図

